



平成 21 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社コスモスイニシア
代表者名 代表取締役社長 町田 公志
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 経営企画部長 野崎 勇一
(TEL. 03-3580-2680)

**第三者割当による優先株式・劣後株式の発行（取得価額修正条項付）、
業務提携、子会社株式の買取及び譲渡並びに譲渡に伴う特別利益の計上に関するお知らせ**

当社は、平成21年8月28日付で公表いたしました「『事業再生計画案』策定に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続（以下に定義されます。）の中で事業再生計画案を策定し、関係者との間で協議を進めておりますが、平成21年9月11日開催の取締役会において、事業再生計画案に記載の施策のうち、下記①から⑤までの事項について決議いたしましたのでお知らせいたします。また、下記③に伴う特別利益の計上についても併せてお知らせいたします。

なお、下記①から⑤までのすべてについて、事業再生ADR手続における平成21年9月28日開催予定の第3回債権者会議の続行期日において、当社が策定する事業再生計画案が全お取引金融機関の合意により成立すること（以下「事業再生ADR手続の成立」という。）を条件としており、また下記①及び⑤の株式発行は平成21年10月29日に予定されている当社臨時株主総会の特別決議によるご承認等を条件としております。

記

- ① 当社が、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という。）に対して別紙1記載のとおり第1種優先株式（以下「本優先株式」という。）を発行すること。
- ② 当社が、大和ハウス工業との間で業務提携契約を締結すること。
- ③ 当社が、平成21年1月30日付で株式会社コスモスライフ（以下「コスモスライフ」という。）の発行済全株式を当社より譲り受けた会社（ピーエム・ホールディングス株式会社）の株主であったユニゾン・キャピタル株式会社がアドバイザーを務めるファンド（以下「ユニゾン・ファンド(CL)」といふ。）から、コスモスライフの発行済全株式を買い取ること、及び、当社が大和ハウス工業に対してコスモスライフの発行済全株式を譲渡すること。
- ④ 当社が、当社普通株式を保有するユニゾン・キャピタル株式会社がアドバイザーを務めるファンド（以下「ユニゾン・ファンド(CI)」といふ。）より、その保有する当社普通株式全部を無償で譲り受けること。
- ⑤ 当社が、ユニゾン・ファンド(CL)に対して別紙2記載のとおり劣後株式を発行すること。

I. 本優先株式及び劣後株式の発行

1. 募集の概要

(1) 大和ハウス工業に対する本優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成21年10月30日
(2) 発行新株式数	1,000,000株
(3) 発行価額	1株につき1,000円
(4) 調達資金の額	10億円
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、大和ハウス工業に全株割り当てる。
(6) その他の	詳細は別紙1をご覧下さい。

(2) ユニゾン・ファンド(CL)に対する劣後株式募集の概要

(1) 発行期日	平成21年10月30日
(2) 発行新株式数	20,000株
(3) 発行価額	1株につき50,000円
(4) 調達資金の額	10億円
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、ユニゾン・ファンド(CL)に全株割り当てる。
(6) その他の	詳細は別紙2をご覧下さい。

2. 募集の目的及び理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（旧法令名：産業活力再生特別措置法）第48条第1項の規定に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）による事業再生を目指しております。

当社は、平成21年8月28日開催の第2回債権者会議の再続行期日におきまして、全お取引金融機関に対して策定した事業再生計画案を説明いたしました。事業再生計画案につきましては、平成21年9月28日開催予定の第3回債権者会議の続行期日において、全お取引金融機関の合意による成立を目指しております。

このような中、当社は、新たなアライアンス先との提携等による事業基盤の強化及び当社の財務基盤の安定化を図るべく、事業再生ADR手続の成立その他一定の条件に従い、大和ハウス工業との間の業務提携の一環として、同社に対して本優先株式を発行することといたしました。

また、株主責任の一環として、下記III.に記載の通り、主要株主であるユニゾン・ファンド(CL)との間で、平成21年9月11日付でユニゾン・ファンド(CL)が保有する当社の普通株式全部(47,574,000株)の当社宛て無償譲渡につき合意し、ユニゾン・ファンド(CL)に対して劣後株式を発行することといたしました。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

＜本優先株式＞

調達する資金の額	発行諸費用	差引手取概算額
1,000,000,000円	5,000,000円	995,000,000円

＜劣後株式＞

調達する資金の額	発行諸費用	差引手取概算額
1,000,000,000円	5,000,000円	995,000,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本優先株式及び劣後株式の発行により調達する資金は、事業再生計画案に基づき、一般運転資金（マンション建築費、販売経費等の支払）に充当する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成21年10月～11月

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式及び劣後株式の発行により、自己資本を増強し、財務基盤を強化するなど、当社事業再生に向けて大きく寄与するものと考えており、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、株価変動率、流動性、本優先株式及び劣後株式の配当条件、本優先株主及び劣後株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に、本優先株式及び劣後株式の発行条件を決定しており、かかる発行条件は概ね合理的とされる水準と判断しております。本優先株式及び劣後株式の価値の算定につきましては、公正性を期すため、第三者機関が作成する評価報告書を取得しております。

但し、本優先株式及び劣後株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であるため、会社法上、払込金額が株式を引き受ける者に特に有利な金額であるとされる可能性も存すること、また大規模な第三者割当増資について株主の皆様の意思を確認すべく株主総会にお諮りすることが適切であると考えることから、本優先株式及び劣後株式の発行は、当社臨時株主総会の特別決議によるご承認等が得られることを条件としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式及び劣後株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。取得請求権における取得価額を算定する基準日が到来しておらず、現時点において株式の希薄化の規模が確定していないことから、本優先株式及び劣後株式の取得価額が当社普通株式の発行決議日前日（平成21年9月10日）における終値であったと仮定すると、平成21年9月11日現在の普通株式についての当社発行済株式総数119,782,727株に対する潜在株式数の比率は20.4%となります。本優先株式及び劣後株式には取得価額修正条項が付されており、今後の株価の動向如何によっては希薄化の規模が大きく変動する可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、以下の観点から発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しました。

- ① 自己資本の大きな毀損という状況の下、今後安定した財務基盤のもと事業を継続発展させていくために、本優先株式及び劣後株式の発行は必要不可欠なものであると判断しており、そのような判断に基づき、大和ハウス工業及びユニゾン・ファンド（CL）との間で協議を行い、本優先株式及び劣後株式の条件について合意に至ったこと。
- ② 当社は予め定められた条件に従い本優先株式及び劣後株式を当社の選択により金銭を対価として取得することが可能となっており、この場合には普通株式を対価とする取得請求権が行使されないため、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること。
- ③ 後述のとおり、当社はユニゾン・ファンド（CL）との間でコスモスライフの発行済全株式の買取に関して本日合意しておりますが、劣後株式の発行は譲渡代金の一部を株式引受けに充当することにつき協議した結果であり、当社の財務体質の強化に資することであること。

6. 割当先の選定理由等

(1) 本優先株式の割当先の概要

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

① 商号	大和ハウス工業株式会社		
② 割当株数	第 1 種優先株式 1,000,000 株		
③ 払込金額	1,000,000,000 円		
④ 本店所在地	大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村上 健治		
⑥ 業務内容	建築事業、都市開発事業、海外事業、その他		
⑦ 資本金の額	110,120 百万円		
⑧ 設立年月日	昭和 22 年 3 月 4 日		
⑨ 発行済株式数	599,921,851 株		
⑩ 事業年度の末日	3 月 31 日		
⑪ 従業員数	23,985 名 (連結)		
⑫ 主要取引先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
⑬ 主要取引銀行	株式会社三井東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行		
⑭ 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 6.2%		
⑮ 当社との関係等	資本関係	該当事項ありません	
	人的関係	該当事項ありません	
	取引関係	該当事項ありません	
	関連当事者への該当状況	該当事項ありません	
⑯ 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態 (百万円)			
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
純資産	661,145	649,440	607,427
総資産	1,630,022	1,791,052	1,810,573
1 株当たり純資産 (円)	1,122.88	1,092.04	1,047.50
売上高	1,618,450	1,709,254	1,690,956
営業利益	85,678	89,120	73,580
経常利益	89,356	61,290	39,855
当期純利益	46,393	13,079	4,170
1 株当たり当期純利益 (円)	81.15	22.46	7.20
1 株当たり配当金 (円)	20.0	24.0	24.0

(2) 劣後株式の割当先

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

① 名称	Unison Capital Partners II, L.P.
② 割当株数	劣後株式 4,603 株
③ 払込金額	230,150,000 円
④ 所在地	C/O UBS Fund Services (Cayman) LTD. UBS House, 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands
⑤ 設立根拠等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)
⑥ 組成目的	投資目的
⑦ 組成日	2004 年 5 月 21 日
⑧ 業務執行組合 (General Partner) の概要	名称 : Unison Capital General Partners II, L.P. 代表者 : Lisa Alexander (リサ・アレクサンダー)、UCGP, Ltd. (Unison Capital General Partners II, L.P. の General Partner) の Director

	事業内容：会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務等
⑨ 当社との関係等	当社普通株式 19,496 千株 (15.44%) を所有しております。

① 名称	Unison Capital Partners II(F), L.P.
② 割当株数	劣後株式 6,004 株
③ 払込金額	300,200,000 円
④ 所在地	C/O UBS Fund Services (Cayman) LTD. UBS House, 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands
⑤ 設立根拠等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)
⑥ 組成目的	投資目的
⑦ 組成日	2004 年 9 月 9 日
⑧ 業務執行組合 (General Partner) の概要	名称：Unison Capital General Partners II(F), L.P. 代表者：Michelle Cullen (ミシェル・カレン)、UCGP(F) Ltd. (Unison Capital General Partners II(F), L.P. の General Partner) の Director 事業内容：会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務等
⑨ 当社との関係等	当社普通株式 25,435 千株 (20.14%) を所有しております。

① 名称	UC Stand-By Facility 1, L.P.
② 割当株数	劣後株式 1,571 株
③ 払込金額	78,550,000 円
④ 所在地	c/o UBS Fund Services (Cayman) Ltd. UBS House, 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands
⑤ 設立根拠等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)
⑥ 組成目的	投資目的
⑦ 組成日	2006 年 12 月 13 日
⑧ 業務執行組合 (General Partner) の概要	名称：UCSFGP, L.P. 代表者：Lisa Alexander (リサ・アレクサンダー)、UCGP, Ltd. (UCSFGP, L.P. の General Partner) の Director 事業内容：会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務等
⑨ 当社との関係等	該当事項ありません

① 名称	UC Stand-By Facility 2, L.P.
② 割当株数	劣後株式 4,597 株
③ 払込金額	229,850,000 円
④ 所在地	c/o UBS Fund Services (Cayman) Ltd. UBS House, 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands
⑤ 設立根拠等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)
⑥ 組成目的	投資目的
⑦ 組成日	2006 年 12 月 13 日
⑧ 業務執行組合 (General Partner) の概要	名称 : UCGP2(F) Ltd. 代表者 : Andrew Galloway (アンドリュー・ギャロウエイ) 、 UCGP2(F) Ltd. の Director 事業内容 : 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務等
⑨ 当社との関係等	該当事項ありません

① 名称	UC Stand-By Facility 3, L.P.
② 割当株数	劣後株式 3,225 株
③ 払込金額	161,250,000 円
④ 所在地	c/o UBS Fund Services (Cayman) Ltd. UBS House, 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands
⑤ 設立根拠等	ケイマン島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく LPS (Limited Partnership)
⑥ 組成目的	投資目的
⑦ 組成日	2006 年 12 月 13 日
⑧ 業務執行組合 (General Partner) の概要	名称 : Unison Capital General Partners II(F), L.P. 代表者 : Michelle Cullen (ミシェル・カレン) 、 UCGP(F) Ltd. (Unison Capital General Partners II(F), L.P. の General Partner) の Director 事業内容 : 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務等
⑨ 当社との関係等	該当事項ありません

(3) 割当先を選定した理由

当社は、下記Ⅱ. に記載の通り、当社の資本増強及び新たなアライアンス先との提携等による事業基盤の強化を図るべく、本日、ユニゾン・ファンド (CL) との間でコスモスライフの発行済全株式の買取について合意し、また、大和ハウス工業との間で、コスモスライフの発行済全株式の譲渡及び当社のマンション事業における物件の共同開発等を内容とする業務提携を行うことにつき合意いたしました。

本優先株式を大和ハウス工業に割り当てるることは、大和ハウス工業との間の業務提携の一環であり、当社の事業再生に資するものと考えております。

劣後株式をユニゾン・ファンド (CL) に割り当てるることは、事業再生ADR手続の中で、当社はユニゾン・ファンド (CL) との間でコスモスライフの発行済全株式の買取に関して合意し、譲渡代金の

一部を株式引受に充当することにつき協議した結果であり、当社の事業再生に資するものと考えております。

(4) 割当先の保有方針及び転換制限措置

＜本優先株式＞

当社と割当先との間において、本優先株式の継続保有に関する取決めはありません。

割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる本優先株式の数等を書面により当社に対して事前に通知することにつき了解をしております。また、割当先は、本優先株式を第三者に譲渡する場合は、予め譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に本優先株式を譲渡する場合にも同様の内容を約させることについて了解をしております。

＜劣後株式＞

割当先は、普通株式を対価とする取得請求権の権利行使期間到来後に、発行要項等の定めに従い取得請求権を行使し、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状態等に配慮して、交付された普通株式の売却等に努めるとしております。

割当先は、劣後株式を第三者に譲渡する場合は、譲渡の相手方及び譲渡の対象となる劣後株式の数等を書面により当社に対して事前に通知することにつき了解をしております。また、割当先は、劣後株式を第三者に譲渡する場合は、予め譲渡の相手方をして、譲渡の相手方がさらに第三者に劣後株式を譲渡する場合にも同様の内容を約させることについて了解をしております。

なお、当社と割当先との間において、株式会社ジャスダック証券取引所の定める「第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則」第3条に従い確約を行う予定です。

また、劣後株式は、株式会社ジャスダック証券取引所の定める「上場会社の企業行動に関する規範」（以下「企業行動規範」という。）第6条に定めるMSCB等に該当することから、当社と割当先との間において、企業行動規範を遵守するため、普通株式を対価とする取得請求権の権利行使について制限をする措置を講じております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

普通株式

募集前（平成21年3月31日現在）		募集後（平成21年10月30日予定）	
Unison Capital Partners II(F), L.P.	21.23%	ビービーエイチオッペンハイマークエスト	7.52%
Unison Capital Partners II, L.P.	16.28%	インターナショナルバリューファンドインク	
ビービーエイチオッペンハイマークエスト	4.53%	コスモスイニシア社員持株会	4.98%
インターナショナルバリューファンドインク		株式会社みずほコーポレート銀行	2.89%
コスモスイニシア社員持株会	3.00%	あいおい損害保険株式会社	2.61%
UC Astro Investor, L.P.	2.21%	株式会社長府製作所	2.56%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.74%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.37%
あいおい損害保険株式会社	1.57%	東電不動産株式会社	2.15%
株式会社長府製作所	1.54%	東電広告株式会社	2.15%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.43%	株式会社三井住友銀行	2.05%
東電不動産株式会社	1.30%	株式会社穴吹工務店	1.83%
東電広告株式会社	1.30%		

(注1) 募集後の大株主及び持株比率は、ユニゾン・ファンド（CI）から当社株式の無償譲受後の株主状況を記載しております。

(注2) 大株主及び持株比率の算出にあたっては、潜在株式（A種優先株式・新株予約権）が存在するものの、希薄化効果を有しないため計算には含めておりません。また、本優先株式及び劣後株式による潜在株式数につきましても、現時点において合理的に見積もることが不可能なことから計算に含めておりません。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当増資による平成 22 年 3 月期の業績への直接的な影響は軽微であります。当該第三者割当増資により、当社事業再生に向けて大きく寄与するものと考えております。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近 3 年間の連結業績

(単位：百万円)

事業年度の末日	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	213, 472	194, 439	191, 616
営業利益又は営業損失 (△)	17, 810	17, 956	△18, 207
経常利益又は経常損失 (△)	15, 800	14, 692	△22, 402
当期純利益又は当期純損失 (△)	15, 685	20, 006	△88, 088
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり純損失 (△) (円)	121. 16	158. 17	△740. 01
1 株当たり配当金 (円)	7. 5	7. 5	—
1 株当たり純資産 (円)	225. 37	359. 69	△436. 02

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

(平成 21 年 9 月 11 日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	119, 782, 727 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

※潜在株式 (A 種優先株式・新株予約権) は存在するものの、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
始値	950 円	855 円	304 円
高値	1, 048 円	860 円	384 円
安値	527 円	221 円	17 円
終値	855 円	305 円	33 円

② 最近 6 か月間の状況

	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始値	19 円	31 円	38 円	65 円	49 円	47 円
高値	42 円	56 円	71 円	69 円	58 円	94 円
安値	18 円	27 円	34 円	49 円	39 円	41 円
終値	33 円	39 円	69 円	51 円	47 円	94 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成 21 年 9 月 10 日現在
始値	80 円
高値	87 円
安値	78 円
終値	82 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成 21 年 9 月 11 日現在）

普通株式 119,782,727 株（注 1）

A 種優先株式 6,500,000 株

今回の増資による増加株式数

第 1 種優先株式 1,000,000 株

劣後株式 20,000 株

増資後発行済株式総数

普通株式 119,782,727 株（注 1, 2）

A 種優先株式 6,500,000 株

第 1 種優先株式 1,000,000 株

劣後株式 20,000 株

（注 1）無償譲受け予定の株式数（47,574,000 株）を含みます。

（注 2）事業再生計画案に記載の施策のうち、普通株式及び A 種優先株式の併合、A 種優先株式の一斉転換並びに債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）については未だ決定しておらず、上記にも反映されておりません。これらについては、決定し次第開示いたします。

II. 業務提携、子会社株式の買取及び譲渡並びに譲渡に伴う特別利益の計上

1. 業務提携並びに株式の買取及び譲渡の理由

当社は、平成21年8月28日付で公表いたしました「『事業再生計画案』の策定に関するお知らせ」に記載のとおり、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案を策定し、関係者との間で協議を進めております。

このような中、当社は、当社の資本増強及び新たなアライアンス先との提携等による事業基盤の強化を図るべく、ユニゾン・ファンド（CL）との間で平成21年1月30日付で譲渡したコスモスライフの発行済全株式の買い戻しについて合意し、また、大和ハウス工業との間で、コスモスライフの発行済全株式の譲渡契約及び当社のマンション事業における物件の共同開発等を内容とする業務提携契約を締結することを決議いたしました。

2. 業務提携の内容等

大和ハウス工業との間の業務提携契約は、当社、大和ハウス工業及びコスモスライフのシナジー効果を発揮するとともに、当社の事業を再生し、当社、大和ハウス工業及びコスモスライフの企業価値を向上させることを目的としております。この目的を実現するため、当社及び大和ハウス工業は、当社のマンション分譲事業における物件の共同開発を行うこと等を内容とする業務提携を行うことに合意し、その具体的な内容として、下記①から④までの事項等の実施について相互に協議・検討を行うものとし、その内容・条件・時期等の詳細について別途合意の上、これを実施するものとしております。

- ① 当社のマンション分譲事業における新規物件の共同開発
- ② 当社保有の更地物件の共同開発もしくは大和ハウス工業による購入（当社に対する資金繰支援）
- ③ 資材の共同購入によるコスト削減
- ④ 大和ハウス工業グループ内の建設機能、広告代理店機能その他経営資源の活用

3. 異動する子会社の概要

- (1) 商号 株式会社コスモスライフ
- (2) 代表者 代表取締役社長 渡邊 好則
- (3) 所在地 東京都港区赤坂五丁目1番33号
- (4) 設立年月日 昭和51年5月1日
- (5) 主な事業の内容 不動産管理事業、建設一式工事業、建物営繕工事業、保険代理店業
- (6) 決算期 3月31日
- (7) 従業員数 3,161名（平成21年3月31日現在）
- (8) 主な事業所 本社、東京支社、東京東支社、横浜支社、北関東支社、関西支社
- (9) 資本金 519百万円
- (10) 発行済株式総数 639,000株（注）
- (11) 最近事業年度における業績の動向

	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高	29,307百万円	31,071百万円
営業利益	2,061百万円	2,385百万円
経常利益	2,122百万円	2,126百万円
当期純利益	1,677百万円	1,234百万円
純資産	9,769百万円	10,173百万円
総資産	14,968百万円	19,031百万円

（注）平成21年9月28日付でピーエム・ホールディングス株式会社との合併を予定しており、合併後の発行済株式総数は1,320,000株となります。

4. 株式の譲渡先及び株式取得の相手先

株式の譲渡先である大和ハウス工業及び株式取得の相手先であるユニゾン・ファンド（CL）の概要については、それぞれ上記I.6.(1)及び(2)をご覧下さい。

5. 取得株式数、取得価額および異動前後の所有株式の状況

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 0株 (所有割合 0%) |
| (2) 取得株式数 | 1,320,000株 |
| (3) 取得価額 | 9,900百万円 |
| (4) 異動後の所有株式数 | 1,320,000株 (所有割合 100%) |

6. 譲渡株式数、譲渡価額および異動前後の所有株式の状況

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 1,320,000株 (所有割合 100%) |
| (2) 譲渡株式数 | 1,320,000株 |
| (3) 譲渡価額 | 16,000百万円 |
| (4) 異動後の所有株式数 | 0株 (所有割合 0%) |

7. 取得価額及び譲渡価額について

譲渡価額（16,000百万円）につきましては、当社の事業再生に資するアライアンス先との業務上または資本上の提携関係の構築を前提として、複数のアライアンス候補者により入札を行った結果、大和ハウス工業より提示を受けた取引条件が、当社にとって最も有利なものであることから合意したものであります。また、買取価額（9,900百万円）につきましては、当社は、事業再生ADR手続の中、ユニゾンに対して当社資本増強のご協力をお願いし、コスモスライフ株式の買取について協力をいただき、協議の結果合意したものであります。

8. 日程

平成21年9月11日 取締役会決議、株式譲渡契約（買取・譲渡）及び業務提携契約締結
平成21年9月30日 株券受取・引渡し予定

9. 特別利益の計上

コスモスライフの株式取得及び譲渡に伴い、当社は平成22年3月期第2四半期の連結損益に約6,100百万円、個別損益に約14,100百万円を特別利益として計上する見込みです。

10. 今後の見通し

当該株式譲渡に伴い、コスモスライフは連結除外となることから、平成22年3月期の連結売上高は、前期比約15,000百万円、営業利益及び経常利益は、同約1,000百万円減少する見込みです。

大和ハウス工業との業務提携に伴う、当社の業績への直接的な影響はございませんが、当社事業再生に向けた事業基盤の強化に資するものと考えております。

なお、当社は、既に公表しておりますとおり、当社事業再生計画案につきましては、平成21年9月28日開催予定の第3回債権者会議の続行期日において、全お取引金融機関の合意による成立を目指しているため、現時点では合理的な業績予想を行うことができないことからこれを公表しておりません。

業績予想はその開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

III. 当社普通株式の無償譲受け

主要株主であるユニゾン・ファンド（CI）との間で、平成21年9月11日付でユニゾン・ファンド（CI）が保有する当社の普通株式全部（47,574,000株）の当社宛て無償譲渡につき合意し、事業再生ADR手続の成立その他一定の条件に従い、当社へ無償譲渡いただく予定であります。なお、譲受け期日は、平成21年10月29日に予定されている当社臨時株主総会の後の平成21年10月30日を予定しております。

※本日別途「主要株主等からの当社株式の無償譲受並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」を情報開示しておりますので、併せてご覧ください。

以上

第 1 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社コスモスイニシア第 1 種優先株式

(以下「第 1 種優先株式」という。)

2. 募集株式の種類および数

第 1 種優先株式 1,000,000 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき 1,000 円

4. 募集株式の払込金額の総額

10 億円

5. 払込期日

2009 年 10 月 30 日

6. 増加する資本金および資本準備金

資本金 5 億円 (1 株につき 500 円)

資本準備金 5 億円 (1 株につき 500 円)

7. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

大和ハウス工業株式会社 1,000,000 株

8. 剰余金の配当

(1) 第 1 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）または第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ第 16 項第 1 号の定める支払順位に従い、第 1 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「第 1 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める第 1 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第 1 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第 1 種優先配当金の額

第 1 種優先配当金の額は、1,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下「第 1 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（但し、2010 年 3 月 31

日に終了する事業年度においては、2009年10月31日以降当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる金額）とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

第1種優先配当年率＝日本円TIBOR（6ヶ月物）+1.50%

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「第1種優先配当年率決定基準日」という。）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第1種優先配当年率決定基準日に日本円6ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英國銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。

（3）第1種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第16項第1号の定める支払順位に従い、上記（2）に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

（4）累積条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して支払う第1種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株当たりの不足額（以下「第1種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。第1種累積未払配当金については、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、かつ第16項第1号の定める支払順位に従い、第1種優先株式1株につき第1種累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

（5）非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金および第1種累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

9. 残余財産の分配

（1）残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、全ての種類の株主に対する残余財産の分配に先立ち、第1種優先株式1株につき、（i）1,000円、（ii）第1種累積未払配当金および（iii）第1種未払経過利息の合計額を支払う。

「第1種未払経過利息」とは、残余財産の分配日の属する事業年度における第1種優先配当金の額に、残余財産の分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産の分配

日（同日を含む。）までの日数を 365 で除して得られる数を乗じて得られる金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）をいう。但し、当該残余財産の分配日の属する事業年度中の日を基準日として第 1 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第 1 種優先株主または第 1 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

第 1 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

第 1 種優先株主は、2013 年 6 月 30 日以降 2033 年 6 月 30 日（同日を含む。）までの間（以下「第 1 種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する第 1 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第 1 種優先株主が取得の請求をした第 1 種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該第 1 種優先株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく第 1 種優先株主による取得の請求（以下「転換請求」という。）がなされた日（以下「転換請求日」という。）において、剩余授権株式数（以下に定義される。以下同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下同じ。）を下回る場合には、(i) 各第 1 種優先株主による転換請求にかかる第 1 種優先株式の数に、(ii) 剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を切り捨てる。また、0 を下回る場合は 0 とする。）の第 1 種優先株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる第 1 種優先株式以外の転換請求にかかる第 1 種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

「剩余授権株式数」とは、以下の A および B のいずれか小さい数をいう。

A : (I) 当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II) (i) 当該転換請求日の前月の末日（以下「当該前月末日」という。）における発行済株式（自己株式を除く。）の数および (ii) 当該前月末日における新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数

B : (I) 当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II) (i) 当該前月末日における発行済普通株式（自己株式を除く。）の数および (ii) 当該前月末日における新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第 282 条の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、第 1 種優先株主が当該転換請求日に転換請求をした第 1 種優先株式の数に 1,000 円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)乃至(4)で定める取得価額で除して得られる数（小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）をいう。

(1) 第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を、下記(2)乃至(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2009年10月30日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付け率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、当初時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、2009年10月30日以降2033年6月30日（同日を含む。）までの毎年6月30日および12月31日（以下、それぞれ「修正基準日」という。）における時価（以下に定義される。）の90%（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日に有効な取得価額を下回る場合には、当該修正基準日をもって当該修正基準日価額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、2013年7月1日以降、修正後取得価額が2013年6月30日における取得価額の30%に相当する額（但し、下記(4)に規定する事由が生じた場合、下記(4)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日（以下、本(3)において「時価算定期間」という。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

なお、時価算定期間中に下記(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）は下記(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)	+	新たに発行する普通株式の数×1株当たり払込金額
調整後取得価額＝調整前取得価額×	+	普通株式1株当たりの時価
(発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数)		
+新たに発行する普通株式の数		

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は第1種優先株主および第1種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によ

りその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

12. 金銭を対価とする取得請求権

第 1 種優先株主は、2013 年 6 月 30 日以降の毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間（以下「第 1 種償還請求期間」という。）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める条件および下記(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する第 1 種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社は第 1 種優先株主が償還請求をした第 1 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該第 1 種優先株主に対して交付するものとする。なお、償還請求日における分配可能額または下記(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第 1 種優先株式は、償還請求が行われた第 1 種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 取得の条件

第 1 種優先株主は、本項に基づく第 1 種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の最終事業年度にかかる貸借対照表における純資産の額から、以下の金額の合計額を控除した金額が 150 億円を上回る場合に限り、償還請求をすることができる。

- (a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第 1 種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剩余金の配当が決定された第 1 種優先配当金の総額
- (b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第 1 種償還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第 1 種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(2) 任意償還価額の上限金額

第1種優先株主は、償還請求日の最終事業年度にかかる損益計算書における当期純利益の2分の1から、以下の金額の合計額を控除した金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

- (a) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種債還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に剰余金の配当が決定された第1種優先配当金の総額
- (b) 債還請求日の最終事業年度の末日（同日を含まない。）から第1種債還請求期間の開始日（同日を含まない。）までの間に金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われ、または決定された第1種優先株式の取得に際して対価として交付される金銭の総額

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金
- (c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「償還請求日」と読み替えて適用する。）

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、第1種転換請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式の全部を、第1種転換請求期間の末日の翌日が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第1種優先株式の数に1,000円を乗じて得られる額を第1種転換請求期間の末日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、かかる期間中に第11項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第11項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を第1種優先株主に対して交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、第1種優先株式1株につき、以下の金額の合計額とする。

- (a) 1,000円
- (b) 第1種累積未払配当金

(c) 第1種未払経過利息（但し、「残余財産の分配日」を「強制償還日」と読み替えて適用する。）

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種優先中間配当金、A種累積未払配当金、第1種優先配当金、第1種優先中間配当金および第1種累積未払配当金の支払順位は、第1種累積未払配当金を第1順位とし、第1種優先配当金および第1種優先中間配当金を第2順位とし、A種累積未払配当金を第3順位とし、A種優先配当金およびA種優先中間配当金を第4順位とする。
- (2) 本要項におけるA種優先配当金、A種優先中間配当金およびA種累積未払配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

以上

劣後株式発行要項

1. 種類株式の名称

株式会社コスモスイニシア劣後株式

(以下「劣後株式」という。)

2. 募集株式の種類および数

劣後株式 20,000 株

3. 募集株式の払込金額

募集株式 1 株につき 50,000 円

4. 募集株式の払込金額の総額

10 億円

5. 払込期日

2009 年 10 月 30 日

6. 増加する資本金および資本準備金

資本金 5 億円 (1 株につき 25,000 円)

資本準備金 5 億円 (1 株につき 25,000 円)

7. 発行方法

第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

Unison Capital Partners II, L.P.	4,603 株
Unison Capital Partners II(F), L.P.	6,004 株
UC Stand-By Facility 1, L.P.	1,571 株
UC Stand-By Facility 2, L.P.	4,597 株
UC Stand-By Facility 3, L.P.	3,225 株

8. 剰余金の配当

当社は、劣後株式を有する株主（以下「劣後株主」という。）または劣後株式の登録株式質権者（以下「劣後登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

9. 残余財産の分配

(1) 当社の残余財産を分配するときにおいて、第 1 種優先株式を有する株主もしくは第 1 種優先株式の登録株式質権者および A 種優先株式を有する株主もしくは A 種優先株式の登録株式質権者に対して定款第 11 条の 2 および第 11 条の 3 に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録

株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して、劣後株主または劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき下記(3)に定める普通株式分配基準額を支払う。

(2) 普通株主または普通登録株式質権者に対して上記(1)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、劣後株主または劣後登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（上記(1)に従い残余財産の分配をした後の残余財産の総額を、劣後株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する劣後株式の数を除く。）に劣後株式分配比率を乗じて得られる数および普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の合計で除して得られる額をいう。）に下記(3)に定める劣後株式分配比率を乗じて得られる額の金銭を支払う。

(3) 劣後株式分配比率

- (a) 「普通株式分配基準額」は、当初、82円とし、下記(4)の定めに従って調整される。
- (b) 「劣後株式分配比率」は、50,000円を上記(a)に定める普通株式分配基準額で除して得られる割合（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(4) 普通株式分配基準額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり普通株式分配基準額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により普通株式分配基準額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の普通株式分配基準額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、普通株式分配基準額を調整する。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \frac{\text{調整前普通株式分配基準額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「普通株式分配基準額調整式」という。）により普通株式分配基準額を調整する。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後普通株式分配基準額} = \frac{\text{調整前普通株式分配基準額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{\text{分配基準額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{（発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数})} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また

株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、普通株式分配基準額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の普通株式分配基準額とする。調整後の普通株式分配基準額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による普通株式分配基準額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は劣後株主および劣後登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式分配基準額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式分配基準額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式分配基準額の調整を必要とするとき。

(c) 普通株式分配基準額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 普通株式分配基準額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後普通株式分配基準額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（その承継人を含み、当社の普通株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場していない場合は、当社の普通株式を上場または登録している他の金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（複数ある場合は、当社の普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される金融商品取引所または店頭売買有

価証券市場)をいう。以下同じ。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- (e) 普通株式分配基準額の調整に際し計算を行った結果、調整後普通株式分配基準額と調整前普通株式分配基準額との差額が1円未満にとどまるときは、普通株式分配基準額の調整はこれを行わない。

10. 議決権

劣後株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

劣後株主は、2010年5月1日以降2030年5月1日(同日を含む。)までの間(以下「劣後転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する劣後株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は劣後株主が取得の請求をした劣後株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該劣後株主に対して交付するものとする。但し、本項に基づく劣後株主による取得の請求(以下「転換請求」という。)がなされた日(以下「転換請求日」という。)において、剩余授権株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各劣後株主による転換請求にかかる劣後株式の数に、(ii)剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)の劣後株式のみ、転換請求の効力が生じるものとし、転換請求の効力が生じる劣後株式以外の転換請求にかかる劣後株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

「剩余授権株式数」とは、以下のAおよびBのいずれか小さい数をいう。

A : (I)当該転換請求日における当社の発行可能株式総数より、(II) (i)当該転換請求日の前月の末日(以下「当該前月末日」という。)における発行済株式(自己株式を除く。)の数、(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式(会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していないものを除く。)の株主(当社を除く。)が会社法第167条第2項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

B : (I)当該転換請求日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、(II) (i)当該前月末日における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数、(ii)当該前月末日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条の規定により取得することとなる普通株式の数および(iii)当該前月末日における第1種優先株式(会社法第107条第2項第2号への期間の初日が到来していない

ものを除く。) の株主 (当社を除く。) が会社法第 167 条第 2 項の規定により取得することとなる普通株式の数の総数を控除した数

「請求対象普通株式総数」とは、劣後株主が当該転換請求日に転換請求をした劣後株式の数に 50,000 円を乗じて得られる額を当該転換請求日における下記(2)及び(3)で定める取得価額で除して得られる数 (小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。) をいう。

(1) 劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる劣後株式の数に 50,000 円を乗じて得られる額を、下記(2)及び(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、2010 年 5 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日 (以下、本(2)において「当初時価算定期間」という。) の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。また、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) の 99% (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に相当する額とする。

なお、当初時価算定期間の開始日以降、2010 年 5 月 1 日 (同日を含む。) までの間に第 9 項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値 (気配表示を含む。) は第 9 項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(3) 取得価額の修正

劣後株主が転換請求をする場合、取得価額は、当該転換請求日における時価 (以下に定義される。) の 99% (円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り下げる。) に相当する額に修正される (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。

転換請求日における時価は、各転換請求日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日 (以下、本(3)において「時価算定期間」という。) の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。また、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とする。

なお、時価算定期間の開始日以降、転換請求日 (同日を含む。) までの間に第 9 項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値 (気配表示を含む。) は第 9 項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

12. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、劣後転換請求期間の末日の翌日以降、いつでも、当社取締役会が別に定める日 (以下、

本項において「一斉転換日」という。) が到来することをもって、劣後転換請求期間中に取得請求のなかった劣後株式の全部または一部を、普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる劣後株式を取得するのと引換えに、かかる劣後株式の数に 50,000 円を乗じて得られる額を劣後転換請求期間の末日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、かかる期間の開始日以降、一斉転換日（同日を含む。）までの間に第 9 項(4)に規定する事由が生じた場合、上記の終値は第 9 項(4)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られる数の普通株式を劣後株主に対して交付するものとする。劣後株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、第 1 種優先株式の株主（当社を除く。）が存しない場合、いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、劣後株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる劣後株式 1 株を取得するのと引換えに、50,000 円を劣後株主に対して交付するものとする。なお、劣後株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

14. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、劣後株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

以上